

序章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

本市は、戦国時代には戦略上の重要な拠点として掛川城、高天神城及び横須賀城の3つの城が築かれ、多くの武将が戦いを繰り返した地域であり、掛川城下及び横須賀城下では城下町が形成された。江戸時代になると東海道沿いに掛川、日坂の2つの宿場町が栄え、交通・文化の中心地として発展してきた。城や街道の歴史に根ざした都市構造を基盤とする、歴史的建造物や歴史的な街並みが今も見られる。



掛川城と掛川桜

市内各地で個性ある祭りが展開されているなか、中心市街地及びその周辺で行われる掛川祭は、複数の神社の氏子が参加する合同祭礼で、屋台とともに氏子衆が賑やかに練り歩き、手踊りや獅子舞を披露することが特徴である。3年に1度の「掛川大祭」では、「瓦町のかんからまち」、「仁藤の大獅子」、「西町の奴道中」の三大余興が登場する。

日坂では、川坂屋などの旧東海道の宿場町の面影が残されており、事任八幡宮は古くから峠越えの旅人や宿場町を中心に住んでいる氏子を見守ってきた。秋の例大祭では、軒華で飾られた家々を前に伝統的な屋台が曳き回され、境内から大笛祭の囃子の音が聞こえる。

遠州横須賀街道では、春に三熊野神社大祭が行われる。子授けや神輿渡御等の神事に加え、普段は静かな横須賀街道の街並みを、江戸天下祭の流れを汲む祢里（山車）が、三社祭礼囃子の名調子に乗って練り歩き、多いに盛り上がりを見せる。

高天神城跡の周辺集落では、高天神社の例大祭、小笠神社の矢矧祭り、中・八坂神社の祇園祭りといった個性豊かな祭礼が江戸時代から続いており、人々の地域の歴史や文化財への誇りや愛着を育んできた。

また、本市は全国屈指のお茶処としても知られ、お茶の生産は、江戸時代までさかのぼる。特に東山地区とその周辺では、粟ヶ岳にある「茶文字」のシンボルのもと、丘陵地を利用した茶畑と明治期から残る農家住宅がモザイク状に点在しており、茶農家による茶への感謝と、伝統的な茶草場農法が脈々と受け継がれている。

時代は下って明治維新前後には、倉真^{くらみ}の岡田佐平治と長男の良一郎が、掛川藩の復興事業として精力的に報徳の教えを運動として広め、農村生活や庶民教育を向上させた。大日本報徳社^{だいにほんほうとくしゃ}建造物群や倉真掛川報徳神社は、市民の精神やまちづくり活動の根底にある報徳の教えを象徴するものとして大切にされ、市民や事業者により維持管理活動が行われている。

このように本市には、三城をはじめとする文化財の他、歴史的に価値の高い建造物が数多く現存し、祭りや行事などの歴史や伝統を反映した活動が現在も行われており、各地で地域固有の風情を感じることができる。

しかし、歴史的建造物の保存には多くの費用を要し、少子高齢化・人口減少による後継者不足などで歴史や伝統を反映した活動の継承が困難になる恐れもある。また、本市に色濃く残る歴史・文化を市民自らが再認識し、地域に誇りを持つ機会を設けることも重要である。さらに、歴史的資源を活用したまちづくりを進め、本市のブランド力を向上させ、積極的なシティプロモーションにより、観光客の増加など、地域活性化を図ることが求められる。

歴史的な街並みを保全する法制度は、これまでも、文化財保護法、都市計画法、景観法などによるものがあつたが、総合的かつ一体的な計画に基づき地域の歴史や伝統を活かしたまちづくりを進めることが一層重要となっている。

こうした状況を踏まえ、歴史や伝統を反映した活動とその活動が行われるまち並みとが一体となった、良好な市街地環境（以下「歴史的風致」）の維持及び向上を目的として、平成20年（2008）に「地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律（以下：歴史まちづくり法）」が制定された。

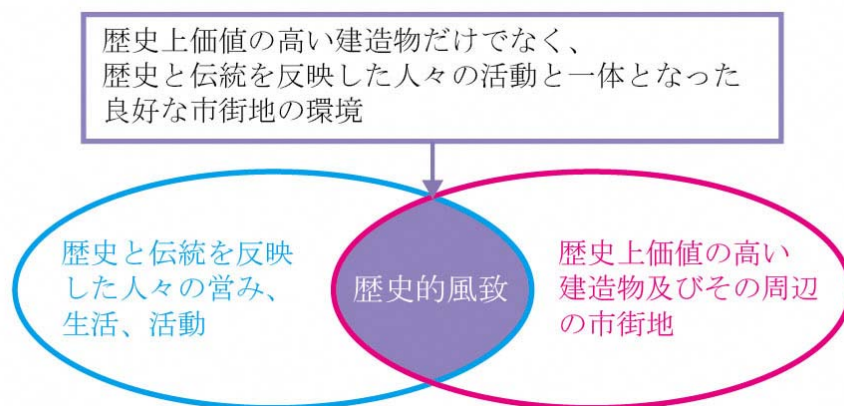


図 歴史的風致の概念図

歴史まちづくり法では、市町村が作成する「歴史的風致維持向上計画」には、「重点区域」を定めなければならない（第5条第2項第2号）とされ、この「重点区域」は、次のいずれかに該当する区域を指定する（第2条第2項第1号）。

①重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地の区域及びその周辺の土地の区域

②重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域及びその周辺の土地の区域であること
また、「歴史的風致維持向上計画」には「当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針」（第5条第2項第1号）を記載する必要がある。

市町村が「歴史的風致維持向上計画」を作成し、国の認定がなされると、歴史まちづくり法に基づく様々な特別の措置や国による支援が受けられることになる。

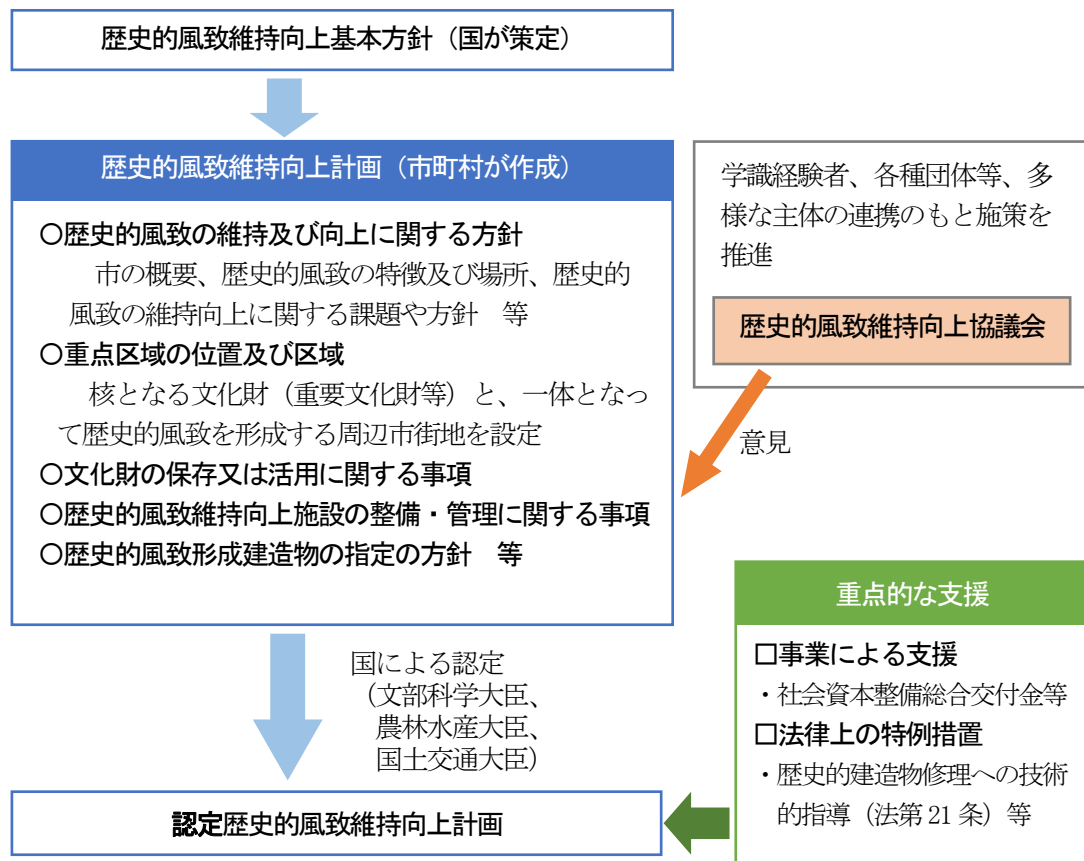


図 歴史まちづくり法の概要

掛川市歴史的風致維持向上計画（以下「本計画」）は、歴史まちづくり法の制度を活用し、掛川市固有の歴史的風致を守り育て、後世に継承するとともに、歴史まちづくりを推進し、市のブランド力向上からの地域の活性化だけでなく、住んでいる人が地域に誇りを持ち、住んでいて良かったと思えるまちを目指すことを目的とする。

2. 計画の位置付け

本計画は、法律第 4 条に規定する歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第 5 条の規定する歴史的風致維持向上計画として策定するものである。

本市では、本計画を、第 2 次掛川市総合計画で定める「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」を将来像とした基本構想の実現に向けた計画のひとつとして位置づけ、関連する他計画との連携、整合を図りながら、歴史・文化的資源を尊重し、郷土への愛着や誇りが育まれるよう、まちづくりを進めていく。

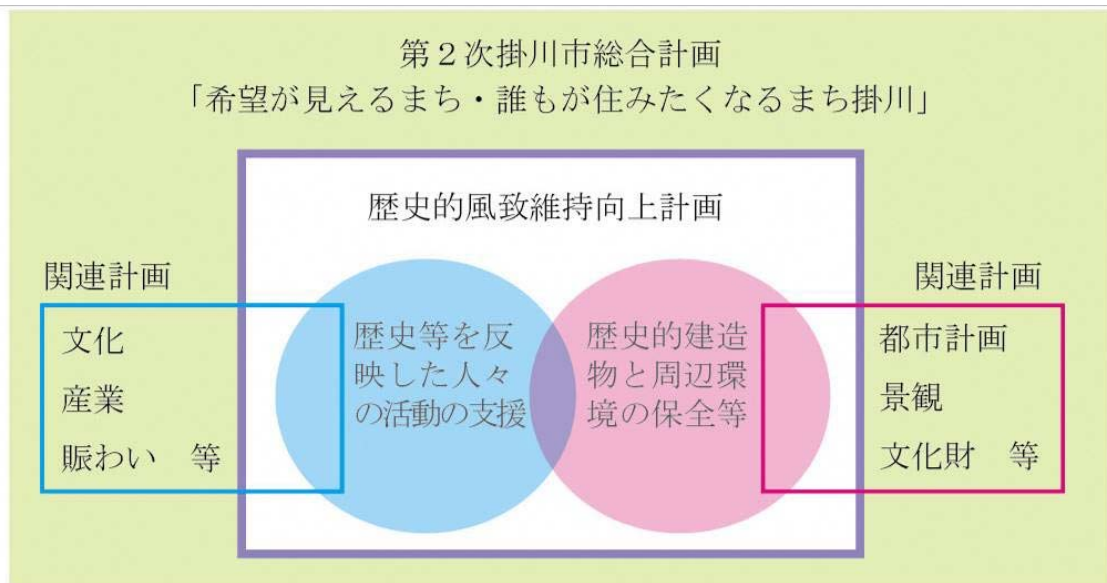


図 計画の位置付け

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年（2017）度から平成 38 年（2026）度までの 10 年間とする。

4. 計画の策定体制

本計画は、本市の庁内組織である「掛川市歴史的風致維持向上計画庁内策定委員会」における課題整理、計画の骨子案の立案及び歴史まちづくり法第 11 条に基づく「掛川市歴史的風致維持向上協議会」における計画案の協議並びにパブリックコメントによる市民意見の募集等を経て策定した。

1) 掛川市歴史的風致維持向上計画庁内策定委員会

本計画の策定に向けて、課題の整理及び歴史的風致、施策・事業案等の検討を行うため、平成28年（2016）9月2日に「掛川市歴史的風致維持向上計画庁内策定委員会」を設置し、計画の骨子案を作成した。

2) 掛川市歴史的風致維持向上協議会

本計画の作成及び変更に関する協議並びに計画の円滑な実施に係る連絡調整を行うため、歴史まちづくり法第11条に基づく「掛川市歴史的風致維持向上協議会」を平成29年（2017）3月13日に設置し、掛川市歴史的風致維持向上計画庁内策定委員会において作成された計画の骨子案をベースに、3回の会議を経て寄せられた種々の意見や助言などを踏まえ、計画案を作成した。

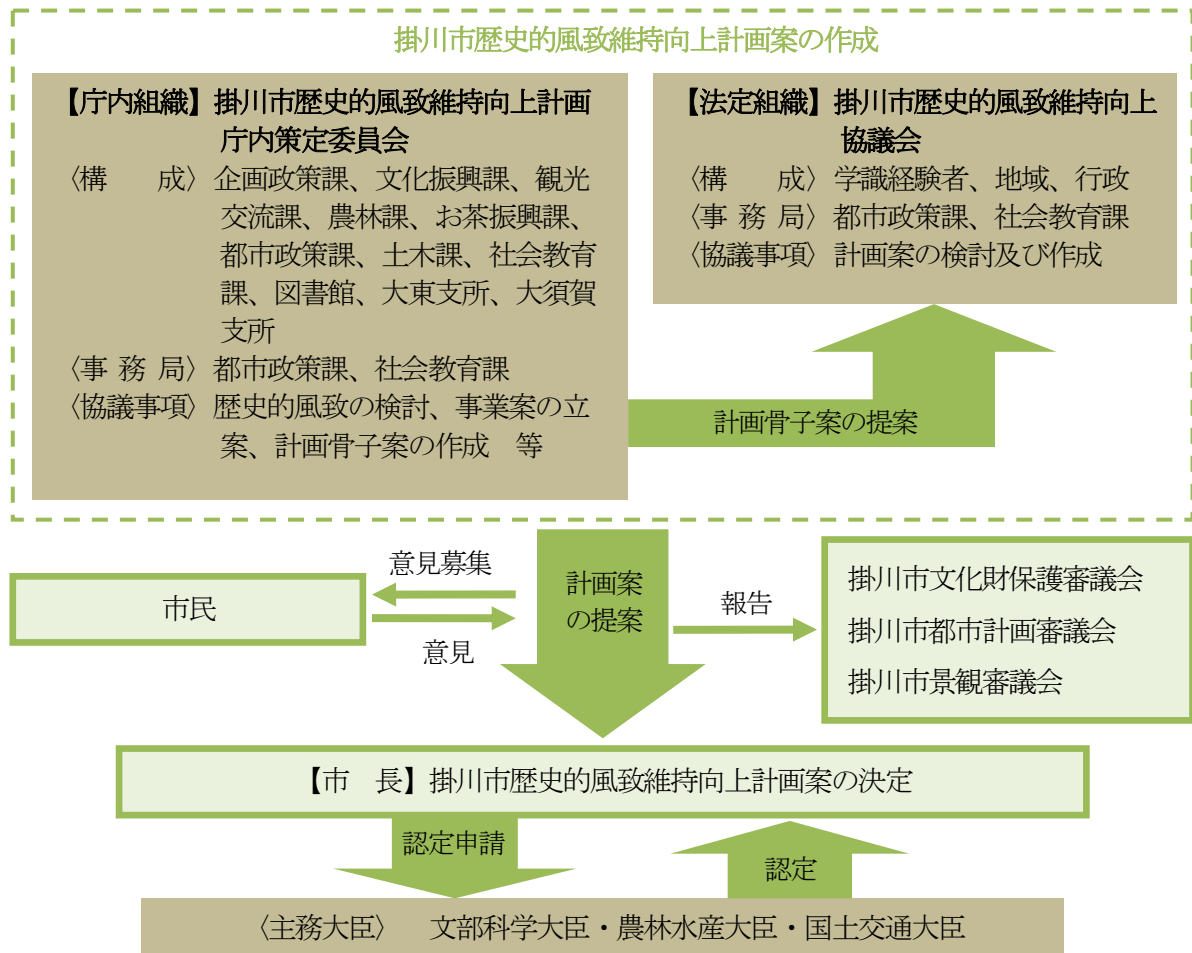


図 掛川市歴史的風致維持向上計画の策定体制

■掛川市歴史的風致維持向上計画庁内策定委員会の構成

職名	区分
企画政策課経営戦略係長	総合計画
文化振興課主幹兼文化政策係長 (H28) 文化振興課文化政策係長 (H29)	文化施設・政策
商業観光課参事 (H28) 観光交流課参事 (H29)	観光施策
農林課農林整備室長兼農村基盤係長	地域用水環境整備事業
お茶振興課お茶振興係長	歴史的風致
都市政策課長	会長(歴史まちづくり)
土木課主幹兼都市基盤係長	社会資本整備事業
社会教育課長	副会長(文化財)
図書館大東図書係主査	文献調査補助
大東支所次長	大東地域情報収集
大須賀支所地域支援係長	大須賀地域情報収集
都市政策課計画係	事務局
社会教育課文化財係	事務局

■掛川市歴史的風致維持向上協議会の構成

[任期 H29.3 ~H31.3]

区分	氏名	役職・職業
学識経験者	塩見 寛	(公社)静岡県建築士会 静岡県ヘリテージセンターSHEC センター長
	高口 愛	掛川市都市計画審議会委員 NPO 法人都市・建築遺産保存機構
	亀井 暁子	掛川市景観審議会委員 静岡文化芸術大学デザイン学部准教授
	日比野 秀男	掛川市文化財保護審議会会長 掛川市立二の丸美術館・ステンドグラス美術館館長
地域	山城 みや子	株式会社茶文字の里東山 取締役
	小川 雅子	大日本報徳社 主事
	安藤 ミエ	掛川観光ボランティアガイド
	青野 ひとみ	掛川観光協会大須賀支部
行政	松木 正一郎	静岡県交通基盤部都市局 景観まちづくり課長
	赤石 達彦	静岡県教育委員会 文化財保護課長
	小林 隆	掛川市都市建設部長
	笹本 厚	掛川市教育部長

オブザーバー	菅原 賢	国土交通省 中部地方整備局 建政部 都市調整官
--------	------	-------------------------

事務局	都市政策課	課長		林 和範
		計画係	係長	平出 隆敏(H28) 西村 旬(H28 主査・H29 係長)
			主任	井口 浩一
			調整官	松本 一男
	社会教育課	課長		栗田 一吉(H28) 榛葉 貴昭(H29)
		文化財係	主幹兼文化財係長	鬼澤 勝人
			主任(H28)	夏目 不比等
			主査(H29)	

5. 計画策定の経緯

1) 掛川市歴史的風致維持向上計画庁内策定委員会

開催日	主な検討内容
第1回検討会 平成28年(2016) 10月4日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致維持向上計画の概要説明 掛川市において想定される計画内容 作成スケジュール等
第2回検討会 平成29年(2017) 1月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 経過報告 歴史的風致維持向上に寄与する事業の抽出について
第3回検討会 平成29年(2017) 5月31日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 経過報告 歴史的風致の維持及び向上に関する方針について 歴史的風致形成建造物に関する事項について

2) 掛川市歴史的風致維持向上協議会

開催日	主な検討内容
第1回協議会 平成29年(2017) 3月13日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 制度の説明 掛川市において想定される歴史的風致(案)について 作成スケジュール(案)
第2回協議会 平成29年(2017) 6月26日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 掛川市における歴史的風致(案)について 現地確認
第3回協議会 平成29年(2017) 10月12日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 掛川市歴史的風致維持向上計画(案)について パブリック・コメントについて

3) 市民意見募集(パブリック・コメント)

実施期間	意見提出者・意見数
平成29年(2017) 9月5日(火) ～10月6日(金)	意見提出は18件だった。

4) 掛川市歴史的風致維持向上計画の認定申請

認定申請日・認定日	内容
平成30年(2018) 1月9日(火)	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣に対し、掛川市歴史的風致維持向上計画の認定申請
平成30年(2018) 1月23日(火)	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣から、掛川市歴史的風致維持向上計画の認定

掛川市歴史の風致維持向上計画 序章